

静岡県立大学短期大学部消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条並びに大規模地震対策特別措置法第8条並びに静岡県公立大学法人防火管理規則に基づき、静岡県立大学短期大学部（静岡県公立大学法人事務局を含み、以下「本学」という）の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

- (1) 本学に勤務する者（委託職員を含む）及び学生並びに出入りするすべての者
- (2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者
- (3) 本学の建物及び敷地内すべての場所

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、本学の建物及び敷地内すべての場所とする。

- 2 管理権原者は、防火対象物の管理形態、権利形態を別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理業務を適正に行わせなければならない。

(防火・防災管理業務の委託)

第3条の2 防火・防災管理業務の一部を委託して行う者（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表2のとおりとする。
- 3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体として行うものとする。
- 4 受託者は、委託した防火・防災管理業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

(災害想定)

第4条 防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度）時における別表3の災害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、教職員等に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

(消防計画を見直すための組織)

第5条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

- 2 防火・防災管理委員会の構成は、別表4のとおりとする。
- 3 防火・防災管理委員会委員長は、会議を定期的に行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。
 - (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。
- 4 会議の主な審議事項
防火・防災管理委員会は、防火・防災業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 教職員の教育・訓練に関すること。
 - (5) その他防火・防災管理上必要な事項
- 5 防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

(管理権原者の責務)

第6条 管理権原者は、短期大学部事務部長とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。

(防火・防災管理者の業務と権限等)

第7条 防火・防災管理者は、総務室長又はこれに準ずる職にある者とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 教職員等に対する防災教育・訓練の実施
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容物等の落下、移動の防止措置
- (10) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 関係機関との連絡
- (13) その他防火・防災上必要な事項

(予防活動組織)

第8条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に、防火・防災担当責任者及び火元責任者を別表5のとおり定めるものとする。

2 防火・防災担当者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。

- (1) 火気管理に関すること。
- (2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

(点検・検査)

第9条 自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具などの設備、施設を適正に維持管理するため、点検・検査員により編成して行うものとする。

2 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに点検結果をチェックするものとする。

第10条 建物等の自主検査は、別表6「自主検査チェック表」に基づき各点検・検査員が行うものとする。

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表7の「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行うものとする。

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して行うものとする。

2 防火・防災管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

第13条 防火対象物及び防災管理の法定点検は、資格者又は点検業者に委託して行うものとする。

第14条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

第15条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修を図るものとする。

第16条 防火・防災管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

第17条 (削除)

(防火・防災管理維持台帳記録)

第 18 条 管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、別表 8 のとおり行うものとする。

2 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

3 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表 9 のとおりとする。

(休日・夜間等の対応)

第 19 条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で教職員が少なくなる場合は、教職員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日、夜間等の防火・防災管理業務は、別表 10 による管理体制により行うものとする。

(工事中の安全対策)

第 20 条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

(1) 建築基準法第 7 条の 6 に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。

(2) 改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき。

2 防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。

第 21 条 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

(1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。

(2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では、火気の使用等を行わないこと。

(3) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。

(4) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告すること。

(定員管理)

第 22 条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた定員を超えて入場させないものとする。

2 定員を超えるような事態になった場合は、掲示板、案内板、放送などにより新規入場を規制するものとする。

3 混雑が予想される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置をとるものとする。

(出火防止)

第 22 条の 2 防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めることとする。

2 防火・防災管理者は、建物内で使用するじゅうたん及びカーテン類等については防災物品を使用するものとする。

(喫煙・火気の制限)

第 22 条の 3 防火・防災管理者は、次の事項について火気等の使用の制限を行うものとする。

(1) 大学の敷地内での禁煙の促進。

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所は、別表 1 に掲げる使用場所等を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第 22 条の 4 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。

(1) 指定場所以外で火気を使用するとき

(2) 火気使用設備器具を変更するとき

(3) 教室等で火気を使用するとき

(4) 危険物の取り扱い、数量等を変更するとき

(5) 模様替え等の工事を行うとき

(6) 火災予防条例に定める事項について消防機関に届け出、承認を受けるとき。

(火気使用時の遵守事項)

第 22 条の 5 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 火気使用設備器具を使用する場合は、事前に器具を検査してから防火・防災管理者が指定した場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (3) 火気使用設備器具を使用した後は、必ず器具を点検し、安全を確認すること。

(放火防止対策)

第 22 条の 6 防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

- (1) 来訪者を明確化し、侵入者の監視を行う。
 - (2) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
 - (3) 空き室、倉庫等の施錠管理は、出入り口だけでなく窓にも注意し、入室されない環境作りを行う。
 - (4) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
 - (5) 最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実に行う。
 - (6) 教職員等に対する放火防止意識の高揚を図る。
- 2 近隣で放火が連続的に発生した場合は、前項によるほか、自衛を強化し警備員による学内外の巡回回数を増加させるとともに、閉館後の施錠を再確認する。

(危険物等の管理)

第 22 条の 7 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
 - (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不要なものを置かないこと。
 - (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
 - (4) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。
- 2 防火・防災管理者は、持込が禁止されている危険物品の使用が申請により認められた場合は、安全管理に努めるものとする。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第 23 条 防火・防災管理者又は教職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
 - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第 24 条 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を教職員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

(建物等の耐震診断等)

第 25 条 防火・防災管理者は、建物、設備の維持管理に努めるものとする。ただし、不備、不整合等がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

2 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第 26 条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2 火元責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物の転倒、落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるものとする。

(地域防災計画との調整)

第 27 条 防火・防災管理者は、静岡市が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測及び防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

2 管理権原者は、必要に応じ隣接建物等地域との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

(非常用物品の確保)

第 28 条 管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等を 1 日をめどに別表 11 のとおり確保するように努めるものとする。

2 防火・防災管理者は、非常用物品の点検整備を定期に実施するものとする。

3 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第 29 条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

(1) 停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保を図る。

(2) ガスの供給停止への対応

カセットコンロ、ボンベ、炭等の確保を図る。

(3) 断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。

(4) 通信不全への対応

電話回線の複線化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。

第 30 条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な資機材を設置し、中央監視室の機能向上に努めるものとする。

(自衛消防組織の編成)

第 31 条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

(1) 統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたるよう努める。

(2) 統括管理者は、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という）を定める。

3 本部隊に、班を置く。

本部隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、安全防護班、避難誘導・生活物資班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

4 地区隊に、地区隊長及び班を置く。

地区隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、安全防護班、避難誘導・生活物資班、応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表 12-①及び別表 12-②のとおりとする。

第 32 条 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

3 隣接する建物等に対する応援出場は、隣接する建物との応援協定の範囲内とする。

4 前 3 の協定は、管理権原者が行うものとする。

第 33 条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

第 34 条 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

(本部隊の任務)

第 35 条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊は、中央監視室勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の通報連絡班は、本部員として活動拠点（中央監視室）における次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
- ウ 在館者に対する指示
- エ 関係機関や関係者への連絡
- オ 消防用設備等の操作運用
- カ 避難状況の把握
- キ 地区隊への指揮や指示
- ク その他必要な事項

(2) 本部隊の初期消火班、安全防護班、避難誘導・生活物資班、応急救護班は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。

(地区隊の任務)

第 36 条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

第 37 条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 被害状況の把握、情報の収集
- イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
- ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡

(2) 地区隊の消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。

(3) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
- イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
- オ 活動上支障となる物件の除去

(4) 地区隊の避難誘導・生活物資班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
- イ 在館者のパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告

(5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

(自衛消防組織の運用)

第 38 条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、教職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 勤務時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。

4 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や教職員等の参集計画を別に定めるものとする。

(自衛消防組織の装備)

第 39 条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛消防組織の装備品は、別表 13 のとおりとする。

(2) 自衛消防組織の装備品については、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(指揮命令体系)

第 40 条 統括管理者は、災害発生の情報を受けた場合は自衛消防本部を設置するものとする。

2 統括管理者は、中央監視室での収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時

期を決定することとする。

- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。
- 4 自衛消防組織の業務の一部を委託等により、派遣されている警備員等は本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。

(火災発見時の措置)

第40条の2 火災の発見は、機械による管理の場合と人が直接発見する場合とがあるので、それぞれに応じて適切な行動を行うものとする。

(1) 機械による感知の場合

ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。

イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、ただちに119番するとともに館内放送等所定の行動を行う。

(2) 人が直接発見する場合

火災の発見者は、周囲の者に大声で火災を知らせ、近くの非常ベル等の発信機を押すとともに119番への通報や中央監視室、警備員室等へ連絡する。

(通報連絡)

第40条の3 本部隊の通報連絡班は、次の行動を行うものとする。

- (1) 本部員として、活動拠点における任務に当たる。
 - (2) 現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに消防機関(119番)へ通報する。
 - (3) 火災発生確認後、速やかに避難が必要な階の在館者への避難放送を行う。
 - (4) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
- 2 地区隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。
- (1) 出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (4) 区画状況の確認
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 前各号の情報の統括管理者及び地区隊長への報告
 - (7) 情報収集内容の記録
- 3 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認できしだい情報を通報するものとする。

(消火活動)

第40条の4 本部隊及び地区隊の初期消火班は、消火器又は屋内消火栓等を活用して適切な初期消火にあたるものとする。

- 2 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器等により消火活動を行うものとする。

(避難誘導)

第40条の5 本部隊及び地区隊の避難誘導班は、出火階及び上階の者(出火階が1階又は地下階の場合は出火階・直上階及び地階の者全員を避難階に近い順から避難させる。)を優先して避難誘導にあたるものとする。

- 2 エレベーターによる避難は、原則として行わないものとする。
- 3 屋上への避難は、原則として行わないものとする。
- 4 避難誘導員の配置は、非常口及び行き止まり通路、曲がり角等とする。
- 5 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
- 6 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 7 避難放送にあつては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
- 8 負傷者及び逃げ遅れについての情報を得たときは、直ちに本部に連絡をしなければならない。
- 9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部に報告するものとする。

(安全防護)

- 第 40 条の 6 本部隊及び地区隊の安全防護班は、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。
- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
 - 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
 - 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
 - 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
 - 6 エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

(救出救護)

- 第 40 条の 7 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。
- 2 本部隊及び地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、速やかに病院に搬送できるように適切な対応をするものとする。
 - 3 応急救護班は、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録するものとする。
 - 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供)

- 第 40 条の 8 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。
- (1) 消防隊進入路等の開放
 - (2) 火災現場への誘導
 - (3) 情報の提供（出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無など）
 - (4) 自衛消防本部等の設置場所

(地震発生時の初期対応)

- 第 41 条 地震災害に伴う活動は、別表 12-①の自衛消防組織により対応する。
- 2 身体防護
地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。
 - 3 初期情報の収集
同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となる。
 - (1) 情報は本部に一元化し収集する。
 - (2) 中央監視室勤務員は建物図面等の関係資料を速やかに準備する。
 - (3) 中央監視室勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。
 - (4) 事務・図書館棟、教育棟等から広く状況を収集する。
 - 4 中央監視室機器障害発生時の対応
中央監視室の総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。
 - 5 安心情報の提供
中央監視室勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行い、在館者の不安感を除く放送を開始する。

(放送文例)

 - ・館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
 - ・負傷者情報を中央監視室に提供するように呼びかける。
 - ・余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。
 - 6 初期対応
 - (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。
 - (2) 統括管理者は、在館者の安全確保のため次の内容を放送する。
 - ・エレベーターの使用禁止
 - ・エスカレーターの使用禁止
 - ・落下物からの身体防護の指示
 - ・屋外への飛び出しの禁止
 - (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施

し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

(緊急地震速報の活用)

第 42 条 中央監視室勤務員は、常時ラジオやテレビを受信し、緊急地震速報の傍受態勢をとる。

2 緊急地震速報受信時の対応

- (1) 中央監視室は、避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) パニックの発生を防止するため館内一斉放送を行う。
- (3) 火気使用設備器具担当者は、出火防止のため電源や燃料のバルブを遮断する。

(被害状況の確認)

第 43 条 統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。

2 被害及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
- (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
- (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。

3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(救出救護)

第 44 条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行う。

2 救出救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。

4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 事業所に備えてある防災資機材のほか必要に応じて周辺の建築業者等と事前に協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
- (3) 必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、早期に応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。
- (5) 消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段、搬送経路等について選定する。

(エレベーター停止への対応)

第 45 条 統括管理者は、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ

込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。

- (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等に習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
- (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧について、エレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 教職員等がエレベーターに閉じ込められた場合には、インターホンで中央監視室にその旨を連絡するとともに、けが人の有無等を報告する。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに中央監視室に報告する。

(地震による出火防止への対応)

第 46 条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまったときには、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

2 初期消火

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第 47 条 統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報、本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応

スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。

3 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。
- (2) 地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び速やかな統括管理者への報告を行う。

(ライフライン等の不全への対応)

第 48 条 ライフライン等の機能不全への対応は次のとおりとする。

2 停電への対応

- (1) 中央監視室勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、発動発電機、バッテリー、懐中電灯等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
- (4) 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料の補給を行う。

3 ガス供給停止への対応

- (1) ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。

- (2) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (3) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- (2) 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、中央監視室、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保すること。
- (2) 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、教職員の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

(避難の開始)

第 49 条 統括管理者は、地震が発生した場合、被害状況等を総合的に判断し、避難するか、在館するかを判断するものとする。

- 2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第 50 条 避難に関する命令伝達は、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第 51 条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、教職員・学生等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

本建物の躯体は、耐震構造上安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、グラウンドに教職員・学生等を避難させる。
- (2) 地区隊長は傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所（静岡市立西豊田小学校）までの順路、被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

第 52 条 統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある教職員・学生等に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

- 2 統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に情報を伝達する。

- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
- (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給
- (5) 教職員や教職員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第53条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員及び安全防護班等に、次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (5) エレベーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第54条 防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに教職員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに教職員に周知徹底させる。

(警戒宣言等が発せられた場合の対策)

第55条 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときは、次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時、統括管理者及び地区隊長は次のことを行う。
 - ア 授業は中止とし、学生を速やかに帰宅させる。
 - イ 全教職員及び学生等建物内にいる者全員に対する南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - ウ 警戒宣言発令に備えた準備措置
- (2) 警戒宣言発令時、統括管理者及び地区隊長は次のことを行う。
 - ア 授業は休講とする。
 - イ 全教職員及び学生等建物内にいる者全員に対する警戒宣言発令情報の伝達
 - ウ 地震による被害の防止措置
 - (ア) 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむをえず使用する場合は最小限とする。
 - (イ) 被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒、落下防止措置を行う。

(警戒本部の設置)

第55条の2 管理権原者は、警戒宣言等が発令された場合、警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部の構成員は、自衛消防組織員とする。
- 3 通報連絡班は、次の任務を行う。
 - (1) 情報の把握
 - (2) 構成員への情報の連絡
 - (3) その他庶務的事項
- 4 初期消火班及び安全防護班の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 緊急点検及び被害防止措置等の進行管理
 - (2) 計画に定められた事項のうち、重要な内応の臨時的変更
 - (3) その他必要な事項
- 5 警戒本部には、各階の平面図等本部活動に必要なものを準備する。

(業務運営方針)

第55条の3 警戒宣言等が発せられた場合は、学生の帰宅及び在館者の退館を図る。

(休日・夜間における対策)

第 55 条の 4 警戒宣言等が発令された場合、休日・夜間等の自衛消防組織は、別表 10 に定める体制をとり、必要な任務を行うとともに、緊急連絡網に基づき必要な要員を召集する。

2 警戒宣言等の発令を知ったときは、召集要員は自主的に集結する。

(自衛消防組織の編成)

第 55 条の 5 防火・防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言等が発令された場合、大規模地震対策自衛消防組織を別表 12-①により編成し、別表 12-②に定める任務を行うとともに、第 55 条の 6 から第 55 条の 10 に定める事項について行う。

(自衛消防組織員に対する指示等)

第 55 条の 6 管理権原者は、統括管理者及び地区隊長に対し、防火・防災管理委員会の協議結果等必要な事項を伝達・指示する。

2 本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策、時差退庁等の進行状況等必要な事項を随時、統括管理者に報告する。

(在館者への伝達等)

第 55 条の 7 教員は、混乱防止を主眼として、学生に対し適切な誘導・案内を行う。

(火気使用の中止等)

第 55 条の 8 建物内は、火気使用設備等の使用を原則として中止する。やむを得ず火気を使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず教職員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じてから使用する。

2 危険物の取扱いは、直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、防火・防災管理者が危険物取扱者に出火防止等の安全対策を講じさせて行う。

3 エレベーターは、地震管制装置付のものを除き運転を中止する。

(教職員の実施する被害防止措置)

第 55 条の 9 教職員は、地震による被害を防止するため、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第 55 条の 10 防火・防災管理者は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行うものに対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

(その他の災害に対する対応)

第 56 条 教職員等は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は統括管理者に連絡するものとする。

2 統括管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置を行い、教職員等を避難させる。

3 統括管理者は、第 1 項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

(管理権原者の取り組み)

第 57 条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

2 管理権原者は、防火・防災管理者及び教職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第 58 条 防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、教職員に対する防火防災研修会等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 59 条 防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、

消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

- 2 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。
- 3 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

（自衛消防組織の要員に対する教育）

第 60 条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。

- 2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習等を受講させるものとする。
- 3 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導するものとする。

（統括管理者等の資格管理）

第 61 条 防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表 14 の法定資格管理票により管理し、計画的に受講させるものとする。

- 2 防火・防災管理者は、中央監視室勤務員に対して、静岡市の条例で規制がある場合は、この規制を厳守させる。

（防災教育の実施時期等）

第 62 条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、別表 15 のとおりとする。

（防災教育の内容）

第 63 条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防災管理に対する各自の任務及び責務の周知徹底
- (4) その他防災上必要な事項
- 2 地震防災上必要な教育、広報は次により実施する。
 - (1) 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育
 - (2) 警戒宣言、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修
 - (3) 消防用設備器具等取扱いに関する教育
 - (4) 来客等の避難誘導方法の教育
 - (5) 火災予防事項の教育及び広報の研修

（防災教育担当者への教育）

第 64 条 防火・防災管理者は、防災教育担当者の知識の向上を図るため次の事項を積極的に進めるものとする。

- (1) 消防機関等の行う講演会等の参加
- (2) 防火・防災に関する図書等の提供

（教職員等の訓練）

第 65 条 防火・防災管理者は、教職員等に対し、通報、消火、避難誘導を連携して行う総合訓練及び防災訓練を年 1 回以上行うものとする。

- (1) 地震発生時の訓練
 - ア 避難訓練
 - イ 情報伝達訓練
 - ウ 地震体験訓練
 - エ 煙体験訓練 等
- (2) その他の訓練
 - ア 自衛消防隊の編成及び任務の確認
 - イ 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

（訓練時の安全対策）

第 66 条 統括管理者は、訓練指導及び安全管理を担当する者を防火・防災管理者とし、訓練時における事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

- (1) 訓練実施前
 - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
 - イ 事前に自衛消防組織の要員の服装や資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第 67 条 防火・防災管理者等は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

2 自衛消防訓練実施結果記録書に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第 68 条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとする時は、あらかじめ静岡市駿河消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

附 則

この計画は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。